

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学役員報酬規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>附 則</p> <p><u>第3条 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、常勤役員に対する次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。</u></p> <p><u>(1) 俸給 当該常勤役員が受けるべき俸給月額に、100分の9.77を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 地域手当 当該常勤役員の俸給月額に対する地域手当の月額に、100分の9.77を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 期末特別手当 当該常勤役員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 特例期間においては、第10条に掲げる非常勤役員手当の支給に当たっては、非常勤役員手当から、非常勤役員手当に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</u></p> <p><u>3 この条の規定により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>第3条 削除</u></p>	

附 則 (経規程第53号)

この規程は、平成26年3月1日から施行する。